

授業等再開に向けた
感染拡大予防のためのガイドライン

令和2年5月

京 都 府 立 大 学

目 次

- 1 基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
 - (1) 「新しい生活様式」の実践
 - (2) 海外渡航について
 - (3) 感染時の対応

- 2 ガイドラインの実施期間・・・・・・・・・・ P. 3

- 3 施設利用の再開・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
 - (1) 授業の再開
 - (2) 研究活動等の再開
 - (3) 図書館の利用
 - (4) 運動場等の利用
 - (5) 食堂、購買等の利用
 - (6) その他附属施設等の利用
 - (7) 施設利用に当たっての一般事項

- 4 大学の諸活動・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 6
 - (1) イベントの開催
 - (2) 部（クラブ・サークル）活動

(参考) 京都府立大学の新型コロナウイルス感染症に対する活動指針

1 基本的事項

(1) 「新しい生活様式」の実践

教職員や学生等大学の構成員は、これまで学内で取り組んできた感染防止対策を踏まえ、国の専門家会議で示された「新しい生活様式」を積極的に実践し、通常授業への移行を進めつつ、一方で3密（密閉、密集、密接）や、大勢で集まることは控えるなど、日々の生活の中に感染拡大予防策を取り入れて行動するものとする。

● 人と人との距離等：3密（密閉、密集、密接）の回避

- ・人と人との接触を避け、身体的距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保する。
- ・大学構内でのマスクの着用、建物入室時の手指消毒の徹底
- ・懇親会、コンパ等の当面の自粛

● 日常的な感染予防対策の励行

- ・ていねいな手洗い（30秒間）、うがいを励行すること。
- ・外出時はマスクを着用するとともに、咳エチケットを心がけ、マスクがないときはティッシュ等により口、鼻を押さえること。
- ・部屋の湿度保持と換気に努め、感染しにくい環境を確保すること。
- ・適度な食事、運動、睡眠により免疫力を高め、感染しにくい身体づくりに努めること。

● 毎日の健康チェック等の励行

- ・登校前に体温チェックを実施し、微熱であっても発熱している場合は登校しない。
- ・風邪症状など体調不良が見られる場合は登校しない。

● 学生に関する留意事項

- ・アルバイトを行う場合は、勤務先の業種別に定められた感染拡大予防ガイドラインに従って行動する。
- ・帰省している学生は、対面授業のスケジュールが示された学生から順次下宿先等に戻るとともに、授業再開に向けて健康チェックを実施する。

(2) 海外渡航について

海外渡航については、外務省が感染症危険情報のレベル2として不要不急の渡航を止めるように要請がある地域への渡航は、可能な限り中止または延期すること。

なお、やむを得ず渡航、帰国した場合で、外務省が示す水際対策に基づき、自宅待機（勤務）や健康観察を求められた場合は、当該待機場所及び連絡先、健康状態等について所属長に報告すること。

学生に対しては、従前から、提出を求めている「海外渡航届」について、指導教員の承認を得て学務課に提出することを徹底することに加え、帰国した者については、必ず、指導教員に帰国後の状況報告を行うこと。

(3) 感染時の対応

万一感染が確認された場合又は感染が疑われる場合は、最寄りの保健所又は帰国者・接触者相談センター（京都府の場合受付時間：平日・土日・祝日 24時間対応電話番号：075-414-4726）へ連絡、相談するとともに、併せて、教職員の場合は各所属長に、学生の場合は学務課まで報告すること。

(4) 本ガイドラインは、国の基本的対処方針や京都府の今後の取組等に基づき、必要に応じ見直しを行うものとする。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくな**ら屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

2 ガイドラインの適用時期等

本ガイドラインは、「京都府立大学の新型コロナウイルス感染症に対する活動指針」（以下「活動指針」という。）のレベル2及び1の期間を中心に適用する。

なお、ガイドライン適用中においても、順次通常体制への移行について検討を進めるものとする。

3 施設利用の再開

(1) 授業の再開

授業については、当面オンライン授業を継続して実施し、オンラインでは実施が困難な演習や実習、研究指導を中心に対面授業を再開することとする。

この場合、公共交通機関を使用して他府県からの通学も可とするが、特定警戒都道府県の指定がある場合には、当該府県からの移動・通学は不可とし、学生間の不公平が出ないように、授業運営について検討するものとする。

なお、実施に当たっては消毒の実施や3密の回避など、感染拡大予防のための取組を最大限講じるとともに、講義形式、時間、内容等について教務部に報告するものとする。

<実施上の留意点>

- ・授業の実施方法の変更に当たっては、2週間以上の余裕を持って学生に情報提供するなど、余裕のあるスケジュールとする。
- ・入室時には必ず手指の消毒を行い、マスクを着用する。
- ・講義室への着席については、前後左右の隣接を避け、可能な限り距離を確保するとともに、教室定員の概ね1/2以下の座席配置となるよう配慮する。
- ・小講義室を使用していた授業は中講義室、中講義室を使用していた授業は大講義室を用いるなど、これまでより広い講義室を使用する。
- ・講義・実習の際は、必要に応じて複数のグループに分けた上で講義室を使用する。
- ・聴覚障害者が受講する授業では、教員はマスクに代えてフェイスシールドを活用する。
- ・持病がある等、感染した場合に重症化するリスクの高い学生を把握し、座席の位置を工夫するなど可能な限り配慮を行う。
- ・ドア、窓を開けるなど、換気に努める。

(2) 研究活動等の再開

研究活動についても、基本的事項に留意しつつ、オンラインでの会議や研究活動を併用しながら、必要最小限度の研究室・執務室等での活動を再開する。

<実施上の留意点>

①研究室・執務等での活動（学生等の研究室活動を含む）

- ・入室時には必ず手指の消毒を行い、マスクを着用する。
- ・十分な対人距離の確保、必要に応じてパーテーション等の設置を行う。
- ・施設の換気（実験等の性質も考慮しつつ、換気設備を適切に運転する、2つの窓を同時に開けるなど）を行う。
- ・在宅勤務（テレワーク）を推進し、研究スタッフが午前と後で交替勤務を行う、あるいは曜日毎にローテーションで勤務を実施するなど、出勤者・時間の合計を削減する。
- ・外部業者等との接触を減らすため、納品の集約化をすすめ不要不急の来校を断る。

②実験施設・設備の利用

- ・実験施設・設備の利用は最低限に留め、データ解析等は在宅で行う。
- ・設備の運転計画、施設利用スケジュール構築する。（施設内の3密を避けつつ、短時間の実験を継続する等）
- ・安全管理等の理由により、複数人が同時操作を行う必要がある研究施設や設備等においては、特にマスクの着用、フェイスシールドの着用、またはアクリル板・透明ビニールカーテン等による遮蔽等の措置を行う。
- ・単独で長時間の実験・施設利用を行う場合は、利用開始・終了の声掛けや記録、事故時の連絡手段再確認など、万が一に備えた安全対策を講じる。
- ・実験動物、遺伝子組換え生物（微生物、植物・動物）病原性微生物や放射性物質等を使用する研究の場合、機関管理のもと関係法令等踏まえ適切に実施する。

③フィールドワーク・地域連携活動等の実施

- ・対象自治体・団体等と十分調整し、相手方ガイドラインを遵守するとともに、感染拡大防止上支障がないと認められたフィールドワーク等への参加については実施を可能とする。
- ・参加に当たっては、感染予防・健康チェック等に十分留意する。

④産学公連携活動

- ・企業等との共同研究については、オンライン会議や在宅研究を駆使し、接触機会の低減を図る。
- ・対面が必要な場合は、マスクや消毒等の感染防止対策を徹底する。
- ・相手方企業に訪問する場合には、相手方のガイドライン等を遵守する。

(3) 図書館の利用

消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で利用を再開する。

＜実施上の留意点＞

- ・府民の利用は制限し、学生・教職員のみ利用とする。
- ・利用時間帯や滞在時間の設定、入館人数などを制限し、予約制とする。
- ・利用日・滞在時間枠別に利用者名と連絡先を記載させる。
- ・当面、京都学・歴彩館入口で検温し、37.5度以上の熱がある方は、利用を自粛願う。
- ・閲覧席等は十分な座席の間隔を確保する。
- ・貸出期間の緩和を継続し、図書館での滞在時間が短くなるような工夫を行う。
- ・貸出手続きの順番待ちでは、フロアマーカーを設置するなど、間隔を空けて整列するよう促す。
- ・利用者と対面で貸出手続き等の作業を行う場合、透明板等により、来館者との間を遮断する。
- ・研究室（個人・グループ）やAVコーナーの貸出しは休止する。
- ・書架で閲覧した資料は、返却台に置くよう促す。
- ・返却された本は、再貸し出しまでに3日程度保管する。
- ・新聞、開架雑誌の最新号は、開架を休止しカウンターバックで管理することとし、授業等で必要な場合のみ出納する。

(4) 運動場等の利用

運動・スポーツにより呼気が激しくなることを踏まえ、消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で利用を再開する。

＜実施上の留意点＞

- ・運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人と距離を空ける。
- ・強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける。
- ・歩く・走る場合は、前の人の呼気の影響を避けるため、前後一直線に並ぶのではなく、並走あるいは斜め後方に位置どる。
- ・更衣室・休憩スペースでは、一度に入室する利用者の数を制限する。
- ・各種の競技を行う場合については、中央競技団体が定めるガイドラインを参考にして必要な取組を行う。
- ・その他、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を参考に必要な取組を行う。

(5) 食堂、購買等の利用

利用者間の密度が高く、対話が発生しやすい特性を踏まえ、消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組について運営業者に依頼する。

＜実施上の留意点＞

- ・混雑時は入場制限を実施する。
- ・入退出時(入退出時の行列含む)においては、人と人との十分な間隔を確保する。
- ・食堂では、座席の間にパーテーションを設ける、又は座席の間隔を十分に空ける。
- ・食堂では、大皿での取り分けによる食品提供を行わない。
- ・従業員と利用者の間は、透明板等を設けて遮蔽する。
- ・レジ等に並ぶ場合は床に印をつける等、間隔を空ける。
- ・利用者には大声での会話を行わないよう周知する。
- ・従業員や出入り業者においても発熱や風邪症状など体調不良がないことを確認するなど、衛生面や健康面の管理を徹底する。

(6) その他附属施設等の利用

① 生命環境科学研究科附属施設

生命環境科学研究科に設置されている附属農場、附属演習林については、屋外施設が中心であり、3密の対象外と考えられるが、講義室・研究室等の考え方は上記項目に準じた対応を行った上で利用を再開する。

なお、特殊事情等留意が必要な場合には、必要に応じて個別のガイドラインを作成する。

② 国際交流施設

国際交流施設の利用に当たっては、基本事項を厳守するとともに、居室、談話室、食堂及び浴室等の設備ごとに、類似する施設の感染拡大予防ガイドラインを参考に対策を行う。

③ 自習室等

- ・入退室の前後には必ず手洗いをする。
- ・席を限定するなど一度に入室する人数を減らす。
- ・スペースは、常時換気することに努める。
- ・共有する物品(テーブル、いす等)を、1日1回は消毒する。

(7) 施設利用に当たっての一般事項

消毒等の実施

- ・建物入口等の手指の消毒設備（手指消毒用アルコール・トイレの石鹸等）の設置
- ・ドアノブ、エレベータのボタン、手摺り等、複数の人の手が触れる場所を少なくとも1日1回は消毒する。
（トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふたや水洗レバー等も含む）
- ・人と人が常時対面する場所は、透明板等（アクリル板・透明ビニールカーテンなど）で遮蔽する。

4 大学の諸活動

(1) イベントの開催

不特定多数の者が集まり、密な状況が発生しやすいことから、特に消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で開催する。

<実施上の留意点>

- ・国の示すイベント開催制限の段階的緩和の目安を参考に、当面、屋内であれば、100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数。屋外であれば、200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）することを前提に実施する。
- ・一般府民を対象としたイベントについては、参加者の検温や健康チェック等を個別に実施し、発熱や風邪など体調不良の症状がある人は参加を遠慮いただく。
- ・参加者全員にマスク着用をお願いし、入室時の手指の消毒等を徹底する。
- ・受付等スタッフと参加者が直接接する可能性があるスペースでは、立ち位置表示や透明板、フェイスシールド等による感染対策を実施する。
- ・密閉された空間において大声での発生、歌唱や声援、又は近接した距離での会話が発生しないよう、開催方法を工夫する。

(2) 部（クラブ・サークル）活動

部（クラブ・サークル）活動等については、原則として全面禁止とするが、許可申請を行い学生部長の許可を受けたものについては活動の再開を認める。

<実施上の留意点>

- ・部（クラブ・サークル）ごとに、文化系、体育系それぞれの特性を踏まえた感染拡大予防策（3密を避ける方策）を示した活動計画書を書面で提出し、認められた場合は活動を許可する。（令和2年4月2日付け学生部長通知参照）
- ・活動に当たっては、当日の参加者を確認・記録する。
- ・部（クラブ・サークル）活動のための部室、クラブボックス等は、3密の原因となるリスクが高いことから、マスク・消毒等の感染対策、短時間利用、少人数利用、適切な換気を徹底する。
- ・文化コンクール、スポーツ公式戦等への出場に当たっては、事前に内容を報告させるとともに、主催団体の定める感染拡大予防マニュアルが定められており、移動・宿泊等も含め感染リスクが低いと判断できる場合に参加を許可する。